

令和3年度第6回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年9月2日(木)

午前9時30分から

岡崎市役所 分館3F 大会議室

2 会議に付した議案

議案

議案第44号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第45号 農地の転用の許可の申請について

議案第46号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第47号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第48号 農用地利用集積計画について

報告

報告第23号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第24号 現況証明願について

報告第25号 農地の改良のための届出の受理について

報告第26号 農地の転用のための届出の受理について

報告第27号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二、7番 酒井 誠一

8番 鈴木 要、9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、14番 内藤 六市

16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

4 欠席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、11番 保田 眞吉

12番 大竹 博久、13番 加藤 健一、15番 二村 誓也、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享

28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人

32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春

36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ

主任主査 遠藤 研吾、主査 加藤 節 主事 粟生 大樹

農務課

主査 豊田 明都

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2番の河内 小枝子委員始め28名、出席は農業委員10名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは10番の成田 恭淑委員と14番の内藤 六市委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第44号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

鈴木（要） 委員：13番 調査日令和3年8月21日。今回の議案は譲渡人が高齢のため耕作することが困難となったため、近年草刈り等の管理をしてもらっていた譲受人に所有権移転を行うものです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地や貸し農地が無いことを確認しました。譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作すると認められます。また、申請地は取得後に開墾し農業経営を拡大することです。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見としては可といたします。

近藤（健） 委員：14番 調査日令和3年8月27日。今回の議案は譲渡人が経営規模拡大のために自宅の隣地を取得をしたいものになります。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地や貸し農地が無いことを確認しました。譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作すると認められます。また、申請地は取得後畑として野菜を栽培することですが、現状から見て問題ありません。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 45 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

近藤（健） 委員：申請番号 11 番 調査員の八田委員が本日欠席されているため、9 番の近藤が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 8 月 21 日となっております。この申請は、申請人が自宅敷地を売却することになり、過去のは場整備事業で分家用地として整備されていた申請者の所有地に、自宅の移転先として農家住宅を建築したいものとなります。申請地の状況は草刈り管理のみがされている不耕作地となっております。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点は無いとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 46 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 7 件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号 52 番 調査日令和 3 年 8 月 25 日。本議案は、母親が所有している土地に分家住宅を新築したいものになります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査等により、記載内容の通りで間違い無いと思います。その他問題となる点は特にありません。調査員総合意見として可としたいと思います。

酒井（誠） 委員：申請番号 53 番 調査年月日は令和 3 年 8 月 24 日。本議案は、運送業を営んでいる譲受人が業務拡大に伴い新たな物流拠点が必要になったため、流通業務施設を設置するものです。申請地の現況は田となっておりますが、申請内容及び現地での調査等をしたところ、町総代等への説明もしており、地域農業への影響も問題ないと確認しました。その他問題となる点もありませんので、調査員総合意見として可としたいと思います。

成田 委員：申請番号 54 番 調査年月日は令和 3 年 9 月 1 日。本議案は、J R 東海道本線の西岡崎駅と安城駅の間を橋げたを交換する工事のため、クレーン車や資材を置くための作業ヤードとして、10 月 20 日から 12 月 31 日までの間一時転用を行うものです。現在は稲が植わっていて 10 月 20 日までに収穫が終わった後の工事ということになります。工事は列車が通らない深夜に 4 日間行う予定であると聞いています。地域農業への影響、被害防除措置、用排水は問題無く、その他気になる点はありませんので、調査員総合意見として可とします。

内藤 委員：申請番号 55 番 調査年月日は令和 3 年 8 月 23 日。本議案は、譲渡人が自宅敷地と申請地を不動産を営んでいる譲受人に売却し、分譲宅地として販売するものです。申請地への住宅建築について問題が無いか譲受人に確認したところ、昭和 50 年以前から建物があり宅地と一体利用されていることから既存宅地として認められるため、支障は無いということです。用排水などその他農業上の問題はあります。調査員総合意見は可といたします。

片岡 委員：申請番号 56 番 調査年月日は令和 3 年 8 月 23 日。本議案は、製造業を営んでいる譲受人が事業拡大のため、現状は自宅敷地を駐車場として利用しているが手狭なため、水路を挟んだ場所にある申請地を駐車場として利用するものです。土地の所有者は県外の方で、道路拡張で残った細長い申請地を親類の方が管理をしている状況です。調査の結果地域農業への影響は無くその他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

内藤 委員：申請番号 57 番 調査員の早川委員が本日欠席されているため、14 番の内藤六市が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 8 月 24 日となっております。この申請は、現在夫婦と子の 3 人で賃貸アパートに暮らしている申請者が、家具等も増え手狭なため申請地に分家住宅を建築したいという申請です。申請地の状況は不耕作地となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

片岡 委員：申請番号 58 番 調査員の舩委員が本日欠席されているため、17 番の片岡が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 8 月 28 日となっております。この申請は、飲食店を営んでいる譲受人がコロナ対策のため申請地に屋外飲食スペースを設置するものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないこ

とは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点は無いとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし申請番号 53 番については転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聴いたのち許可するものとします。次に議案第 47 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

酒井 (功) 委員：申請番号 9 番 調査年月日令和 3 年 8 月 23 日。申請者の妻と面談をして調査をしました。本人はご病気により申請地を耕作できなくなったということで、生産緑地の解除に伴い申請がされた事を確認しました。申出者氏名及び申請の理由は申請書に記載されているとおりでした。農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見として可といたします。

羽根田 委員：申請番号 10 番 調査年月日令和 3 年 8 月 21 日。申請者が病気の悪化でコンバインの運転が出来なくなるなどして農業を止めることになったとのことです。申請者本人が経営主として耕作をしており、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものいたします。次に議案第 48 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	9 件
現況証明願について	3 件
農地の改良のための届出の受理について	1 件
農地の転用のための届出の受理について	9 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	15 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 9 時 58 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（10 番）

岡崎市農業委員会委員（14 番）